

## 老人医療費の助成

### 制度が一部改正

去る二月一日から満七十歳以上のお年寄りについては、老人保健法により医療を受けられることとなりました。

これに伴い従来実施されていました老人医療費の助成制度が

### ◎本人の場合の所得制限

扶養親族等の数	所得額
○人	一、一六八千円
一人	一、五八千円
二人	一、八〇八千円
三人	二、〇九八千円
四人	二、三八八千円
五人	二、六七八千円

扶養親族等の数	所得額
○人	五、七三三千円
一人	五、九八二千円
二人	六、一九五千円
三人	六、四〇八千円
四人	六、六二二千円
五人	六、八三四千円

次のように改正されました。

対象者は

一、満六十八歳以上の者

(老人保健法で医療を受ける者を除く)

二、満六十五歳以上六十八歳未満の一人暮らしの者  
(市内に親や子ども又は配偶者のいる者を除く)

これらの方についても、本人あるいは扶養義務者に一定の所得がある場合は、助成の対象になります。

なお、病院等の窓口で支払う一部負担金は、各月において医療を受ける際、四〇〇円を支払うことになります。  
(△二一一(四)二七七)へ

### 設備近代化利子補給

### 金交付要綱が制定!!

これは、市内小規模企業者が経営の合理化を目的として新たな機械器具の購入及び営業用設備の増改築を行った場合、事業資金のうち金融機関からの借入額について利子の補給をするもので、商工業の振興を図ることを目的としています。

なお、対象となる事業は昭和五十七年四月一日から昭和六十一年三月三十日までに、設備の近代化を行ったものに限られ、借入額のうち三百万円を限度とし、二パーセント以内の利子補給(初年度のみ)を行います。

二月一日から実施された老人保健法に伴い、市条例の一部改正により、重度心身障害老人の医療費一部負担金を救済しようとするものです。改正内容は、六十五歳以上の者(六十五歳未満については従前どおり)であって、国民年金法に定める一級または二級の障害の状態にある旨の市長の認定を受けたものに對

し、その支払った一部負担金相当額を支給するというものです。

なお、該当される方は、健康手帳・健保等の保険証・老人医療費受給者証・印鑑を持参して市福祉事務所において下さい。請求用紙の用意があります。

くわしくは、市福祉事務所(△二一一(四)二七七)へ

鹿留地区は市内でも古くから梅樹の適地として知られており、一昔前までは盛んに梅の栽培が営まれていたものでした。しかし兼業化が進むにつれて次第に梅の木は見放され、栽培農家の数も年ごとに減少の傾向にありました。

数年前から「これではいまに梅の木が村から姿を消してしまう」という危機感が住民の間に起り始め、梅樹保護になりました。

たまたま、市でも古渡から境一帯の梅樹栽培については

乗越えた今では、この古渡一帯は以前にも優るみごとな、「梅の里」によみがえりました。

時は移り、幾多かの試練を

地域農政推進事業に組入れて取組もうと考えていた矢先で

あつたため、相方の歩み寄りは急速に進みました。

さっそく市の指導のもと、

古渡地区に「梅樹研究会」が発足し、本格的な研究活動が

始まりました。

梅の開花時期になると、こ

の里一帯はまるで白いジュー

タンを敷きつめたように色採

られます。

大自然の織りなす季節の贈り物を目で楽しむことは、私たちの心を豊かにしてくれます。

あなたも一度ぜひ、この「梅の里」へお出かけ下さい。

花の見ごろは三月中旬から下旬ですが、気象の変化で前後することもあると思われますので、開花情報については

古渡集落会長 三枝栄三氏(△二八八〇)までお問い合わせ下さい。

出かけてみませんか  
「梅の里」へ

